

平成 2 9 年 第 3 回 定 例 会

文 教 経 済 常 任 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 館 山 善 也

副 委 員 長 渡 部 伸 広

1 開催日 平成29年9月13日（水曜日）

2 開催場所 第3委員会室

3 審査案件

議案第145号 青森市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第150号 財産の取得について

議案第151号 権利の放棄について

請願第8号 青森市の合葬墓整備事業再開を求める請願（その1）

請願第9号 青森市の合葬墓整備事業再開を求める請願（その2）

請願第10号 青森駅前再開発ビル株式会社の特別清算を進める請願

○出席委員

委員長	舘山善也	委員	中村節雄
副委員長	渡部伸広	委員	藤原浩平
委員	藤田誠	委員	渋谷勲
委員	工藤健	委員	奥谷進
委員	中田靖人		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教育長	成田一二三	農林水産部次長	永澤治
市民生活部長	井上享	農林水産部次長	佐々木秀文
経済部長	堀内隆博	農林水産部参事	三浦大延
経済部理事	坪真紀子	農林水産部参事	鳥谷部勝男
農林水産部長	金澤保	教育委員会事務局浪岡教育事務所長	山内秀範
教育委員会事務局教育部長	横山克広	教育委員会事務局参事	佐々木淳
教育委員会事務局理事	工藤裕司	教育委員会事務局参事	若佐谷昭人
農業委員会事務局長	梅田喜次	生活安心課長	小倉信三
市民生活部次長	加福理美子	経済政策課長	工藤健志
経済部次長	横内信満	農業政策課長	田澤淳逸
経済部参事	百田満	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 山 田

達

議事調査課主事

長

内

真由美

○館山善也委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案 3 件及び請願 3 件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第 145 号「青森市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。市民生活部長。

○井上享市民生活部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 145 号「青森市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

資料をごらんいただきたいと思います。

奥内支所につきましては、青森市支所庁舎の老朽化に伴う環境整備に関する計画に定めた可能な限り周辺公共施設との複合機能化により整備を進めるという基本的な考え方にに基づき、隣接する北部地区農村環境改善センター敷地内へ移転し整備することに伴い、所要の見直しを行うため、青森市役所支所設置条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

改正内容につきましては、青森市役所支所設置条例第 2 条の表奥内支所の位置を、現位置の青森市大字奥内字宮田 38 番地 3 から移転先の青森市大字奥内字宮田 41 番地 3 に改めるものであります。

施行の期日につきましては、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日としております。

以上、議案第 145 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決くださるようお願いいたします。

○館山善也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 145 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 150 号「財産の取得について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ

者あり) 議案第 150 号「財産の取得について」御説明いたします。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

アウガの不動産の買い取り状況につきましては、これまで青森駅前再開発ビル株式会社及び市を除く地権者 20 者と交渉を進めてきたところでありませんが、本日現在で、契約済みが 10 者、仮契約済みが 2 者となっております。そのうち、仮契約済みの 2 者が有する不動産については、青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、その買入れに当たり議会の議決に付さなければならない予定価格 2000 万円以上の不動産であることから、その取得に係る議案を提出したものです。

当該不動産は、庁舎及び庁舎敷地として活用するため取得するもので、今回は、青森駅前海産物商業協同組合外 1 名の権利持ち分である土地の共有持ち分 100 万分の 36 万 5423 及び建物の共有持ち分 100 万分の 32 万 4264 を、本年 6 月に市が実施した不動産鑑定評価に基づいた 4 億 9792 万 9063 円で取得しようとするものです。

以上、御説明申し上げましたが、何とぞ御議決賜りますようよろしく願いいたします。

以上です。

○館山善也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。はい、藤原委員、どうぞ。

○藤原浩平委員 価格が 4 億 9792 万 9063 円になっていますが、これは、例えば建物と土地の内訳の金額についてお示ししてもらうことはできますか。

○館山善也委員長 経済部長。

○堀内隆博経済部長 土地の分が 7418 万 869 円、建物の分が 4 億 2374 万 8194 円です。

○館山善也委員長 ほかに御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 150 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 151 号「権利の放棄について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 議案第 151 号「権利の放棄について」御説明いたしま

す。

資料をごらんいただきたいと思います。

初めに、青森駅前再開発ビル株式会社の特別清算スケジュールについてありますが、同社の清算人によりますと、青森地方裁判所から清算人に送達された特別清算手続開始決定書に基づき、去る8月31日に、債務の弁済方法及び免除等について定めた協定案を作成し、同裁判所に提出したとのことであります。また、市は清算人から8月31日付の債権者集会招集通知書とともに協定案を受領したところであり、通知書には、当該協定案を決議するための債権者集会を10月5日に開催することが示されております。

市の同社に対する債権の取り扱いにつきましては、本年1月に公表したアウガ・新市庁舎に係る新たな対応方針のv o l . 3で、同社の特別清算において、同社からアウガ不動産の同社持ち分の代物弁済を受け、それにより弁済されない債権額について放棄する方針を示しております。協定案では、市の債権については、市が本年1月に示した対応方針のとおり、市がアウガ不動産の同社持ち分の代物弁済を受け、市の債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する内容となっております。

このことから、市では、今後開催される債権者集会において協定に同意するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、権利の放棄に係る議案を提出したものです。

議案の概要につきましては、まず、権利の放棄の相手方は、青森駅前再開発ビル株式会社です。

放棄する権利の内容は、市が同社に対し有する債権で、1つに、同社に対する貸付金に係る債権23億8183万5579円、2つに、貸付金に係る利息及び延滞金または遅延損害金に係る債権全額、3つに、市が同社の特別清算を円滑に進めるため青森県信用組合から譲渡を受ける貸付金に係る債権1億5405万4000円、4つに、平成24年度に同社が市から青森市「食」街道めぐり事業補助金の交付を受けて取得した財産の処分による市への納付金に係る債権315万3111円となっております。

放棄する権利の額は、市の債権の合計額から代物弁済により取得する不動産の額を控除した額以内としております。

権利を放棄する方式は、同社は会社法に基づく特別清算開始の命令が青森地方裁判所によりなされたことから、市が同社に対し、市の債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除すると定めた協定を債権者集会に申し出ることとしており、市は、当該協定に同意し、権利を放棄するものです。

以上、御説明申し上げましたが、何とぞ御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○館山善也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。はい、藤原委員。

○藤原浩平委員 特別清算をせざるを得ないということについては、まことに残念ですけれども、これを認めなければいけないだろうなと思っております。

ただ、一般質問で我が党の山脇議員が質問したように、アウガのオープンからこの特別清算に至るまでの総括、なぜそうなったのかということはやはり必要だと思いますので、引き続きそのことを総括する努力をしていくように、強く求めておきたいと思います。

以上です。

○館山善也委員長 ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 151 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 8 号「青森市の合葬墓整備事業再開を求める請願（その 1）」及び請願第 9 号「青森市の合葬墓整備事業再開を求める請願（その 2）」の計 2 件については、内容に関連がありますので、一括議題といたします。なお、採決については、各請願ごとに 1 件ずつ行います。

それでは、両請願に対する市当局の意見、対策等について説明を求めます。市民生活部長。

○井上享市民生活部長 平成 29 年 8 月 31 日付で合葬墓の早期建設を求める会から提出されました請願第 8 号「青森市の合葬墓整備事業再開を求める請願（その 1）」及び請願第 9 号「青森市の合葬墓整備事業再開を求める請願（その 2）」につきましては、関連がありますので、一括して市の考え方を御説明申し上げます。

まず、請願第 8 号についてであります。合葬墓整備に向けて平成 28 年度に地質調査及び設計を実施いたしました。設計内容が 2 億数千万円もの多額の経費を要するものでありましたことから、今年度、庁内において議論してきたところであります。

合葬墓につきましては、今期定例会一般質問で市長から答弁がありましたように、その整備を進めるものとし、新年度からの合葬墓の整備スケジュール

ルについて、予算編成作業の中で整理していくこととしております。

続きまして、請願第9号についてであります。

市営霊園施設の使用料につきましては、施設使用の対価として御負担いただくものであります。

墓地区画の使用に係る埋葬場所使用料については、永続的な使用となるものであります。使用の許可時に1回のみ納付していただいております。この埋葬場所使用料については、墓地区画使用者のみが利益を受けるものでありますことから、青森市霊園条例において減免制度の規定はしておりません。

合葬墓の使用料につきましては、今後整備し、供用に向け制定することとなりますが、埋葬場所使用料と同様に、永続的な使用に際してその許可時に1回のみ納付となるものであることや、使用料は施設使用の対価であり、使用者のみが利益を享受するものであることから全額納付が基本となること、また、減免制度を設けた場合、埋葬場所使用料との均衡を失することから、合葬墓の使用料について減額の制度を設けることは考えておりません。

以上です。

○館山善也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。はい、藤原委員。

○藤原浩平委員 質疑ではありませんけれども、この請願第8号と請願第9号の請願の趣旨の文章が、同一になっています。これは、当初議会に提出する際に1本のものとして提出されていたものですが、請願事項が2つに分かれていましたので、事務局の御指導もあって、2つの請願事項に分けて出てきたものとなっています。したがって、その手続の際に、この同じ文章、つまり「合葬墓を利用する際には、低所得者や生活保護受給者が利用料の減免を受けられるような制度も実現していただくよう重ねてお願いする」という同じような文章になってしまったことを、おわびを——おわびというか、私が請願したわけではありませんが、言っておきたいというように思いますし、あくまでも、この請願の請願事項について決めるという扱いをしていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○館山善也委員長 ほかに発言ありませんか。はい、工藤委員。

○工藤健委員 意見ですけれども、請願事項として捉えれば、早期に着手することについては私も賛成はします。ただ、減免の件については、まだ具体的な費用というものが確定していませんので、いわゆる賛成ということとはちょっと留保したいと思います。

○館山善也委員長 中村委員。

○中村節雄委員 今、藤原委員から話があったように、この請願の趣旨の内容が同一の内容だと。そして、請願事項の場合はこれが2つに分かれているんですけれども、その中で、この請願第8号のほうから、「あわせて、合葬墓

を利用する際」云々というこの部分を抜いて再度提出ということになるんでしょうか。

○**館山善也委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** ただ、その扱いとしてどうなるのか、つまり、私どもがこの請願を出した当事者ではないので、ここでその文章を割愛したりすることが可能なかどうか……。

○**館山善也委員長** では、議会事務局の説明を求めます。

○**山田達議事調査課主査** 請願の審査で、請願書そのものを修正することは、一般の議案とは違ってできないものとされております。ですので、あくまで出されたもので御判断していただくということになります。

○**館山善也委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** まあ、そういうことですが、やはり請願事項についてここで審査をしていただければと思いますし、今、工藤委員も御意見として言いましたけれども、減免制度については、これは税金ではないので、減免制度というものはなじまないと思います。工藤委員も発言されたように、まだ金額そのものも、使用料も全く決まっていないものですので、これは、採択の結びは余りにも早過ぎるというようには思います。

○**館山善也委員長** 中田委員。

○**中田靖人委員** 先ほど藤原委員がおっしゃっていたように、これは合葬墓の早期建設を求める会が出されたものであって、日本共産党で出したものではないわけですよ。そして、先ほどの事務局の説明だと、要はここに出されたもので判断するしかないということになってしまおうとですね、趣旨はわかるんですけれども、私も請願第8号には賛成で、請願第9号は反対しようかと思っていたんですが、文章だけ見るとどちらも書かれているとなれば、判断がちょっとつかないというか……。分割されているのであればいいんですけれども、同じ趣旨のもので、請願事項自体が全く別のものになっているというのは、今ここで決められるものではないんじゃないのかなと思うんですが。要は、日本共産党から出たものであればいいんですが、これは市民から出ているものなわけですよ。そこの代表者の方からの意見を聞かないと、判断がつかないんじゃないんかと思いますけれども。

○**館山善也委員長** ほかに発言ありませんか。はい、藤原委員。

○**藤原浩平委員** 例えば、この請願第8号の早期実現のほうは採択という形にして、もう1つのほうは不採択という形にすれば、文言は入っていようが、その請願の趣旨の中の文言は消されるというように判断できるのではないかと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○**館山善也委員長** 中田委員、どうぞ。

○**中田靖人委員** それは、事務局の説明、「面倒くさく考えなくてもいいか

ら」と呼ぶ者あり) いやいや、面倒くさくじゃなくて、事務局の説明を聞くと、請願の趣旨の内容を我々で判断するしかないということですよ。

○**館山善也委員長** そうですね——議会事務局、どうぞ。

○**山田達議事調査課主査** 基本的にはそのとおりだと思います。ただ、一義的には、採決というか、採択、不採択の判断をするものは、請願事項だと思います。(じゃあやりましょう) と呼ぶ者あり)

○**館山善也委員長** 中田委員。

○**中田靖人委員** はい、わかりました。

○**館山善也委員長** ほかに御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

それでは、まず、請願第8号についてお諮りいたします。

請願第8号については、継続審査すべきとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** それでは、これより採決いたします。

請願第8号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** 御異議なしと認めます。

よって、請願第8号については、採択すべきものと決しました。

次に、請願第9号についてお諮りいたします。

請願第9号については、継続審査すべきとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** それでは、これより採決いたします。

本請願については、採択に反対との意見がありましたので、起立により採決いたします。

請願第9号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○**館山善也委員長** 起立なしであります。

よって、請願第9号については、不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第10号「青森駅前再開発ビル株式会社の特別清算を進める請願」を議題といたします。

本請願に対する市当局の意見、対策等について説明を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 請願第10号「青森駅前再開発ビル株式会社の特別清算を進める請願」について、市の考え方を説明させていただきます。

請願の主な内容は、アウガを改装して市役所機能の一部移転を実現させる

ためには、青森駅前再開発ビル株式会社の特別清算手続を完了させなければならず、そのためには本定例会において市が保有する債権の放棄が承認される必要があるが、承認されない場合、アウガ全館が閉鎖される可能性もあり、青森駅前周辺のにぎわいは失われ、商店街は窮地に追い込まれることになることから、青森駅前再開発ビル株式会社の特別清算の手続を当初計画された日程どおりおこなうことがないように進めること、というものであります。

市の考え方ではありますが、議会の議決が得られず、債権者集会において、市が同社に対し市の債務の総額から弁済額を控除した残額につきその債務を免除すると定める協定案に市が同意しない場合、会社法に定める債権者集会における協定可決要件の一つである議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意を満たせなくなることから、協定案は否決されることとなります。

同社の清算人によりますと、会社法上、協定案が否決された場合、特別清算中の会社に破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、裁判所は職権で破産手続開始の決定をすることができるとされており、同社が破産手続開始原因となる債務超過であることを踏まえますと、裁判所により破産手続開始の決定がなされる可能性があるとのことであります。

破産の場合、破産管財人の判断次第では、市民図書館などを含むアウガ全館の閉館を余儀なくされるおそれがあることから、市としても、市民の皆様には大きな影響を与えるこのような事態を生じさせないためにも、10月5日に開催することとしている債権者集会において協定案に同意し、速やかに同社の特別清算の手続を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○館山善也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。はい、渋谷委員。

○渋谷勲委員 私は、今何でこういう請願が出ているのかと。まして、我々は今、市の進め方に関して議論しているわけでしょう。今、経済部長も、幸いにして最低限のことを言っていたというので、我が会派とすれば、この請願そのものはいかなるものかということで、反対させていただきます。

以上でございます。

○館山善也委員長 ほかに御発言ありませんか。はい、工藤委員。

○工藤健委員 これは多分、商店街からのお願いということだと思いますので、市がその趣旨として同じ方向性なのであれば、別段構わないのではないかなと私は思います。意見です。

○館山善也委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 いや、これは我々の会派にも、青森商工会議所だとかいろんなもろもろの財界の人にも来ていたわけですよ。でも、これが抜け出すことに

よって、感情的な問題にもなるし、あえて我々は、会派とすれば受け付けしていなかったということで、この問題等々は、私どもの会派としてもいろいろあったわけですよ。

そういうことで、くどいようだけれども、幸いにして今市が進めているわけでしょう。私どもの会派は、市に沿った形の中でやるということで、今回のこの請願については是が非でも反対させていただくということです。

○館山善也委員長 ほかに御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

請願第 10 号については、継続審査すべきとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 それでは、これより採決いたします。

本請願については、採択に反対との意見がありましたので、起立により採決いたします。

請願第 10 号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○館山善也委員長 起立多数であります。

よって、請願第 10 号については、採択すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案及び請願の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)